

改正後

現行

別添8
(略)

別添8

児童福祉法第27条に基づく措置	
措置の種類	概 要
訓戒、誓約措置 (27①I)	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行われる。
児童福祉司指導(27①II)	児童福祉司とは、児童相談所に配置されており、子どもの福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行うものである。 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行われる。
児童委員指導(27①II)	児童委員とは、子どもや保護者等の福祉に関し、相談・援助、行政機関の行う業務に対する協力、子どもの健全育成のための地域活動等を行うことを職務とするものである。 児童委員指導措置は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行われる。
児童家庭支援センター指導(27①II)	児童家庭支援センターとは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子ども、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行う施設である。 児童家庭支援センター指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる相談が適当と考えられる事例に対して行われる。
知的障害者福祉司、社会福祉主事指導(27①II)	知的障害者福祉司とは、知的障害者の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行うものである。また、社会福祉主事とは、生活保護法等に定める保護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とするものである。 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導は、問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行われるもの。これらの場合には、法第26条第1項第3号に基づき福祉事務所に送致する形式をとる。
児童福祉施設入所措置(27①III)	児童で乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置。それぞれの施設の概略は以下のとおり。 ①乳児院 乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 ②児童養護施設 保護者のない子ども(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設 ③知的障害児施設 知的障害のある子どもを入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設 ④知的障害児通園施設 知的障害のある子どもを日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設 ⑤盲ろうあ児施設 盲ろうあ児施設は、盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助を行うことを目的とする施設 ⑥肢体不自由児施設 上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある子どもを治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設 ⑦重症心身障害児施設 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している子どもを入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うことを目的とする施設 ⑧情緒障害児短期治療施設 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する子どもを、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 ⑨児童自立支援施設 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設